

2022年7月

お客さま各位

大同火災海上保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約」の販売終了および
「感染症消毒費用等補償特約」の新設のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より弊社の保険商品・サービスをご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

大同火災海上保険株式会社（取締役社長 与儀 達樹）では、2020年11月4日にご案内した「新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約」の販売を終了し、2022年10月1日以降保険始期契約より、新たに「感染症消毒費用等補償特約」の販売を行うことといたしましたので、その概要についてご案内いたします。

敬具

【新商品】「感染症消毒費用等補償特約」について

「新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約」との主な相違点は下記のとおりになります。

	新型コロナウイルス感染症等対応費用 補償特約（販売終了）	感染症消毒費用等補償特約（新設）
保険金をお支払いする場合 ※1	下記のいずれかに該当する場合に、実際に負担した費用について保険金をお支払いします。 ① 保険証券記載の建物（以下「施設」といいます。）における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）に規定する新型コロナウイルス感染症※2、指定感染症※3または新感染症の発生。ただし、法の規定に基づき都道府県知事に医師から届出のあったものに限ります。 ② 施設が上記①に規定する感染症等の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置。	
費用	用途は限定していません。	① 消毒費用 ※4（お客さまご自身で行った日常的・簡易的な自主消毒は含まれません） ② 検査費用 ※5（医師による感染有無を診断されるまでに支出した費用。自己検査キットを除く。） ③ 予防費用 ※6（感染拡大防止のために支出した予防接種のための費用）
保険金 支払方法	定額払 事故があった場合に保険金額全額をお支払いします。	実損払 1回の事故につき30万円を上限として、実際にお客さまが負担した費用の実額をお支払いします。
保険金額	20万円 (2022年3月以前契約は40万円、60万円、80万円、100万円もあり)	30万円

	新型コロナウイルス感染症等対応費用 補償特約（販売終了）	感染症消毒費用等補償特約（新設）
保険金 支払回数	保険期間中につき 1 回	回数制限なし
免責期間	なし	保険始期日の翌日から 14 日間
保険料	・17,420 円（飲食店・販売業・サービス業） ・13,930 円（その他業種）	27,230 円（業種一律）
対象商品	DAY-PRO!事業財産保険、DAY-PRO!賠償総合保険、ビジネス総合保険、生産物賠償責任保険、テナント総合保険、旅館賠償責任保険、幼稚園・保育園賠償責任保険、店舗賠償責任保険	

- ※ 1 **新型コロナウイルス感染症を含め、法令の変更により、都道府県知事への医師からの届け出や保健所その他行政機関による施設の消毒等が必要なくなった場合には、保険期間中であっても、保険金お支払いの対象外となります。**
- ※ 2 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。
- ※ 3 法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。
- ※ 4 感染症の蔓延または再発を防止するために、保険の対象について、外部機関による消毒のために支出した費用をいいます。ただし、日常的な消毒、簡易的な消毒など自主的な消毒により支出した費用を除きます。
- ※ 5 被保険者またはその使用人ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を医師が診断するために支出した医療費をい、医師の診断後に支出したものを除きます。
- ※ 6 被保険者またはその使用人への感染拡大を防止するために支出した予防接種にかかる医療費をいいます。

以 上